千葉県型夏季休工試行要領

１　趣旨

この要領は、夏季の猛暑期間における建設現場の作業を回避し、建設業における労働環境の改善、多様な働き方の実現及び担い手の確保を図るため、千葉県県土整備部が発注する建設工事において実施する「千葉県型夏季休工試行工事」（以下「試行工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　定義

（１）この要領において「猛暑期間」とは、当面の間、7 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

（２）この要領において「夏季休工」とは、工事着手後、猛暑期間における作業回避を目的として、施工を一定期間連続して休止することをいう。

３　基本的な考え方

（１）発注時期の調整

発注者は、猛暑期間中の現場施工をできる限り回避できるよう、発注時期及び工期を設定するものとする。

（２）夏季休工が可能な工期設定

前項による工期及び工程の調整を行ってもなお、工期に猛暑期間を含むこととなる工事については、夏季休工を実施できる工期及び工程を設定するものとする。

（３）夏季休工中の現場管理

夏季休工期間中は、原則として工事目的物を完成させるための現場作業を行わないものとする。ただし、工事現場の維持管理、安全確保その他発注者が必要と認める行為については、夏季休工期間中も実施するものとする。

４　対象工事

（１）試行工事の対象は、次の１）～ ３）のいずれにも該当する工事とする。

１）千葉県県土整備部が発注する工事（営繕工事、港湾工事を除く）であること。

２）夏季休工期間中に交通規制を伴わない工事であること。

３）工事内容、工期、現場条件、後続事業への影響その他の事情を踏まえ、発注者が夏季休工の実施が可能であると判断した工事であること。

（２） 対象工事とする場合は、入札公告、特記仕様書その他の入札関係図書に、当該工事が試行工事の対象であることを明示するものとする。

（３）当初設計において試行工事の対象としていない工事についても、契約締結後に受注者から夏季休工の実施について申出があり、発注者が夏季休工の実施が可能であると判断した場合は、対象とすることができる。

（４）次に掲げる工事は、原則として対象外とする。

１）夏季休工を実施することにより、著しく不経済となる工事

２）工事着手後間もなく夏季休工を実施する工事

※著しく不経済となる工事の例

・休工により、建設機械の存置費や搬出、再搬入費(分解組立)が必要となる工事

・休工期間中に仮桟橋等の大規模な仮設材賃料が必要となる工事

5　発注方式

試行工事は、受注者希望型により実施する。

6　実施の協議

（1）受注者は、夏季休工を希望する場合、休工期間前までに、希望する夏季休工期間について書面（工事打合せ簿）により発注者と協議するものとする。

（2）発注者は、前項の協議があったときは、工事の進捗状況、現場条件、関係機関との調整状況、後続工事への影響、工事現場及び周辺の安全確保その他の事情を確認し、受注者と協議の上、夏季休工の実施の可否及びその期間を決定するものとする。

（3）受注者は、前項の規定により夏季休工を実施することが決定した場合は、次に掲げる事項を記載した夏季休工実施計画書を発注者に提出するものとする。

1）夏季休工期間

2）夏季休工を反映した実施工程

3）夏季休工期間中の工事現場の維持管理体制

4）緊急時の連絡体制

5）仮設物、工事目的物等の安全確保に関する措置

6）下請負人その他の工事関係者への周知方法

7）その他、発注者が必要と認める事項

7　夏季休工期間

（1）夏季休工期間は、猛暑期間のうち連続して2週間以上設けるものとし、その期間は4週間以内を原則とする。ただし、工事内容、工程の進捗状況、現場条件、後続事業への影響その他の状況を踏まえ、受発注者間の協議により、4週間を超える期間を設定することができる。なお、夏季休工期間にお盆休みを含む場合は、当該お盆休みの日数を夏季休工期間の日数に算入するものとする。

（2）受注者は、やむを得ない事情により、協議により定めた夏季休工期間を変更する必要が生じたときは、遅滞なく発注者と協議するものとする。

8　工期の設定

（1）発注者は、試行工事の当初工期の設定に当たり、夏季休工期間として4週間（28日）を工期に加えるものとする。ただし、工事内容、工程その他の事情により4週間の夏季休工期間を確保できない場合は、2週間以上4週間未満の範囲で確保可能な期間を工期に加えるものとする。

（2）夏季休工を実施しなかったことのみを理由として、当初工期を短縮する変更は行わないものとする。ただし、当初工期前に工事が完成した場合における完成届の提出を妨げるものではない。

9　積算上の取扱い

（1）夏季休工の実施により必要となった費用は、実施状況の確認した上で、設計変更により計上するものとする。

（2）増加費用の積算は、土木工事標準積算基準書（共通編）第10章「工事における工期の延

長等に伴う増加費用の積算」に準じるものとする。このとき、協議により定めた夏季休工期間を、「工期延長等日数」とみなす。

（３）積上げにより計上する仮設材の賃料については、夏季休工に伴う賃料の増加分を当初設計では計上せず、設計変更により計上するものとする。

１０　夏季休工期間中の現場管理

（１）受注者は、夏季休工期間中において、工事現場及び周辺の安全を確保するとともに、仮設物、工事目的物、資機材等を適切に維持管理しなければならない。

（２）受注者は、夏季休工前に、工事現場の整理、資機材の固定、飛散及び倒壊の防止、出入口の施錠その他必要な安全対策を講じるものとする。

（３）受注者は、夏季休工期間中における異常気象、災害、事故その他の緊急事態に備え、連絡体制及び対応体制を確保するものとする。

（４）発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、夏季休工期間中の現場の維持管理状況について報告を求めることができる。

（５）発注者が、工事の性質等により夏季休工期間中の現場管理を要しないと認めた場合は、現場管理を含む一切の現場作業を行わない完全休工とすることができる。なお、この場合は、前条に基づく設計変更の対象としない。

１１　工事成績評定

（１）受注者が、この要領に基づく夏季休工を実施した場合は、多様な働き方の実現に資する取組として、工事成績評定の「創意工夫」において１点を加点するものとする。

（２）前項の加点は、夏季休工実施計画書に基づき、夏季休工が適切に実施されたことを発注者が確認した場合に行うものとする。

１２　実施報告

（１）受注者は、夏季休工の終了後、別紙様式「夏季休工実施報告書」を発注者に提出するものとする。この場合において、他の工事関係書類により確認できる事項については、発注者は重複して資料の提出を求めないものとする。

（２）発注者は、試行工事の効果及び課題を検証するため、必要に応じて、受注者に対し、アンケートその他の調査への協力を求めることができる。

１３　その他

（１）この要領に定めのない事項等は、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

なお、施行日前に契約を締結した工事についても、第４条第３項の規定により、受注者から申出があり、発注者が実施可能と判断した場合は、本要領の対象とすることができる。

（１）入札公告・入札説明書記載例

本工事は、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とすることができる夏季休工試行工事である。

（２）特記仕様書記載例

第〇条　千葉県型夏季休工試行工事

１．本工事は、「千葉県型夏季休工試行工事実施要領」（以下「要領」という。）に基づき実施する受注者希望型の試行工事である。

２．本工事で見込んでいる夏季休工期間は以下のとおりとする。

夏季休工期間：令和〇年７月１日～令和〇年８月３１日（この期間のうち４週間以内）

なお、発注者が示した夏季休工期間の間で、受注者は休工期間を任意に設定できるものとするが、２週間以上を休工期間とする場合に要領に基づく設計変更の対象とする。

３．受注者は、夏季休工を希望する場合、契約締結後、発注者に申し出るものとし、休工期間、実施工程、休工期間中の現場の維持管理体制その他必要な事項について、受発注者間で協議するものとする。

４．夏季休工の実施に当たっては、要領に定めるところによるものとする

※特定の期間を設定する場合

第〇条　千葉県型夏季休工試行工事

１．本工事は、「千葉県型夏季休工試行工事実施要領」（以下「要領」という。）に基づき実施する受注者希望型の試行工事である。

２．本工事で見込んでいる夏季休工期間は以下のとおりとする。

夏季休工期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

なお、発注者が示した夏季休工期間の間で、受注者は休工期間を任意に設定できるものとするが、２週間以上を休工期間とする場合に要領に基づく設計変更の対象とする。

３．受注者は、夏季休工を希望する場合、契約締結後、発注者に申し出るものとし、休工期間、実施工程、休工期間中の現場の維持管理体制その他必要な事項について、受発注者間で協議するものとする。

４．夏季休工の実施に当たっては、要領に定めるところによるものとする